

衛生委員会議事録（第 13 回）

日 時	2018 年 6 月 27 日 11:00	
場 所	本社会議室 Milan (8 人円卓)	
出席者	委員長	南 (総括衛生管理者)
	産業医	加藤医師
	衛生管理者	吉田
	委員	神原、清水
議題	(1) 定期健康診断実施について (2) ストレスチェック実施について	
決定事項	<p>(1) 定期健康診断実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2018 年 11 月までの全対象者受診完了が目的。 ・ 健康診断の受診対象者は雇用保険加入者。 ・ 業務効率化及び実施率向上のため、健康診断代行業者に委託して実施。 ・ 労働基準監督署への届出は、全対象者の健康診断が終了した後に行う。 ・ 受診対象者の基準日については、再度検討。 <p>なお、出席者の主な発言は下記のとおり。</p> <p>【南総括衛生管理者 質問 → 加藤医師 回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期健康診断実施の 1、2 カ月前に雇用時健康診断を受診した者も定期健康診断を受診しなければならないのか。 <p>→ 基本的には 1 年以内に 1 回受診させるべきである。受診していないと、次回の定期健康診断が 1 年後となり労働基準監督署から指摘を受ける可能性がある。</p> <p>【南総括衛生管理者 発言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代行業者にも意見を仰ぐが、入社 1 年未満の者については、11 月以降のどこかでリストアップし健康診断を受診させたい。 <p>(2) ストレスチェック実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代行業者に委託して実施。 ・ 都内近郊の高ストレス者面談は、加藤医師が実施。 ・ 地方店舗所属の高ストレス者面談は、地方の産業保健センターに面談実施を依頼。 <p>なお、出席者の主な発言は下記のとおり。</p>	

	<p>【南総括衛生管理者 質問 → 加藤医師 回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠方者の高ストレス者面談は電話面談を実施してはどうかという代行業者からの提案があったが、電話面談で十分か。 →実際に高ストレス者と医師が直接対面しなければ分からないことも多いので、地方の産業保健センターに面談実施を依頼したほうがよい。個人的に遠方の高ストレス者の電話での面談は実施したくない。 <p>【神原委員 質問 → 加藤医師 回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック結果によっては、高ストレス者の業務量を減らすように上長に報告をするのか。 →ストレスチェック結果は人事権のある人は閲覧不可能。高ストレス者との面談後に本人の希望があった場合、上長に報告を行う。
<p>その他</p>	